

鹿児島県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.8E-1	8.7E+1	87.5
64	エトフェンプロックス	2.7E+1	3.0E+1	6.9E+0	6.7E+1	131.2
117	テブコナゾール				6.9E+0	6.9
139	トラロメトリン			6.7E+0	5.2E+0	11.9
140	フェンプロパトリン			3.2E+0		3.2
153	テトラメトリン	2.9E+2	1.6E+1	2.6E+2	2.6E-1	568.1
181	ジクロロベンゼン	6.2E+2	4.5E+2			1,068.9
225	トリクロルホン		1.5E+1			15.5
248	ダイアジノン		1.6E+0			1.6
251	フェニトロチオン		4.1E+2	4.0E+0		413.8
252	フェンチオン	6.4E+0	1.5E+2	6.4E+0		163.1
256	デカン酸				1.0E+1	10.0
350	ペルメトリン	3.6E+1	8.3E+1	2.2E+1	1.4E+2	283.1
405	ほう素化合物		1.7E-1	6.0E+1	3.1E+0	63.7
427	カルバリル			2.3E+2		228.6
428	フェノブカルブ			1.5E+2	3.8E+2	530.9
457	ジクロールボス	1.3E+2	1.5E+3			1,610.7
合 計		1.1E+3	2.6E+3	7.5E+2	7.0E+2	5198.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等